

令和7年第9回

栄町農業委員会総会議事録

栄町農業委員会

- 1 開催日時 令和7年9月8日(月)午後3時00分から午後3時20分
- 2 開催場所 栄町役場庁舎5階大会議室
- 3 出席委員(8名)

会	長	8番	増田 榮
会長職務代理者		7番	長谷川 貴子
委	員	1番	長崎 光男
		2番	朝倉 友子
		3番	鈴木 憲司
		4番	野村 斗士夫
		5番	川崎 重克
		6番	藤崎 賢治
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会議書記の指名
 - 第3 議事
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
 - 議案第3号 布鎌地区地域計画(案)に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - その他
- 6 出席職員

農業委員会事務局長	小川 浩昭
農業委員会事務局 主事補	鈴木 亜衣人
経済環境課農政班 主査	根本 善行
- 7 農地利用最適化推進委員(4名)
八田羽 靖、竹内 邦夫、藤崎 進、麻生 新治

◎開会

午後 3 時 0 0 分開会

○事務局長（小川浩昭）

それでは、始めさせていただきます。起立、礼。

○議長（増田榮）

ただ今より、令和 7 年第 9 回栄町農業委員会総会を開会します。

本日の委員 8 名中 8 名出席ですので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、総会は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 1 の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（増田榮）

それでは、4 番野村委員、5 番川崎委員にお願いします。

◎会議書記の指名

○議長（増田榮）

議事日程第 2 の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の鈴木氏を指名します。

○議長（増田榮）

それでは議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題とし、整理番号 1 について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、1 ページ 議案第 1 号 整理番号 1 について、ご説明いたします。

場所については、2 ページから 4 ページまでをご覧ください。

農地の所在は、北辺田字前原、地目は登記簿・現況共に田、面積は 2 4 7 m²他 9 筆で、合計 1 4, 8 5 6. 8 6 m²です。譲渡人、譲受人及び経営面積は、記載のとおりです。

本件は、共有持分の農地を贈与により所有権移転をするため、農地法第 3 条の許可申請をしたものでございます。譲受人の労力総数は 3 人、申請事由は、譲渡人が共有持分を贈与して譲受人の単独所有にするものになります。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の審査基準に適合するかどうか検討した結果をご説明いたします。

まず、耕作の事業に必要な機械の所有状況、農業に従事する者の数等から、同項第 1 号の全部効率利用要件及び同項第 4 号の農作業常時従事要件は問題ないと思われ

ます。

次に、譲受人は法人ではなく、また、信託行為ではありませんので、同項第 2 号の

法人要件及び同項第3号の信託の禁止には該当いたしません。

次に、申請地は譲渡人と譲受人の共有名義の自作地なので、同項第5号の転貸等の禁止には該当いたしません。

最後に、同項第6号の地域との調和要件ですが、譲受人は許可後も、水稻などを作付けする計画なので、問題はないと思われます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（増田榮）

続いて、現地調査を行っておりますので、その結果を野村委員から報告願ひます。

○野村委員

申請された農地について、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

申請地は、共有名義の譲受人が水稻や野菜を栽培して、地域の意欲ある農業者であり、特に問題はないと思われます。以上です。

○議長（増田榮）

続いて、農地利用最適化推進委員の藤崎さんから、ご発言がありましたら願ひします。

○藤崎推進委員

特に問題ないと思ひます。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願ひます。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第1号 整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第1号 整理番号1については、許可することに決定しました。

○議長（増田榮）

議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、を議題とし、整理番号1と整理番号2については、農地中間管理事業に関する案件なので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、5ページ 議案第2号 整理番号1と整理番号2について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、整理番号1が7ページと8ページ、整理番号2が9ページとなりますのでご覧ください。

すべて、農地中間管理事業を活用した賃借権の設定になります。

整理番号1 農地の所在が興津字後谷津、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は509㎡他10筆で、合計9,309㎡です。

次に、整理番号2 農地の所在が請方字下請方、地目は登記簿・現況共に田、面積は994㎡他5筆で、合計8,741㎡です。

これらの内容はいずれも賃借権の設定で、貸付人、借受人、転貸人及び経営面積は、記載のとおりです。

また、10a当たりの賃借料は1俵相当額または1.5俵で、期間は、令和7年1月13日から令和17年11月12日までの10年間の予定となります。

借受人は、認定農業者と地域の意欲のある農家になり、耕作等の状況、農機具の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、全部効率要件及び農作業常時従事要件は問題ないと思われま。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。八田羽推進委員。

○八田羽推進委員

俵数が違うのは、なぜですか？

○事務局長（小川浩昭）

貸し手と借り手の相対の中で決定した年貢になります。基盤整備が行われていますが、1反割と小さな区画で耕作条件が悪いなどで1俵になっていると考えられます。

○八田羽推進委員

水利権の賦課金の部分を耕作者が負担するというので1俵となっているのですか。

○事務局長（小川浩昭）

どこの土地改良区であっても農地中間管理事業による農地の貸し借りに伴う土地改良区の賦課金は、すべて地主が負担することになっています。

○八田羽推進委員

賦課金の取扱いは、農業委員会で示しているのですか。

○事務局長（小川浩昭）

農用地利用集積等促進計画は町で定めるわけですが、農地の貸し借りの決め事になる賦課金や税金は誰が支払うかは促進計画の中で決めることになり、通常は地権者が負担する事になっています。

○八田羽推進委員
分かりました。

○議長（増田榮）

他に発言はありませんか。発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第2号 整理番号1と整理番号2について、一括して採決を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○議長（増田榮）

異議なし、とのことですので、整理番号1と整理番号2について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって議案第2号 整理番号1と整理番号2については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、議案第3号 布鎌地区地域計画（案）に対する意見について、を議題とし、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、議案第3号について、ご説明させていただきます。

地域計画につきましては、令和5年4月1日に施行されました農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき、令和7年3月までに「須賀地区」、「安食・酒直・龍角寺地区」、「北辺田・矢口・興津・麻生地区」及び「布鎌地区」の計画をそれぞれ定めるところです。これらによって、市街化区域内の農地を除くすべての農地が地域計画の対象となりました。地域計画は、人と農地の問題を解決することを目的に、地域農業の将来の在り方を明らかにする設計図で、概ね10年後の目指す姿の目標地図などを町が策定したものです。

今回、布鎌地区において、農業外の利用として、資材置場である既存施設の拡張を目的とした農地転用を行うにあたり、事前に地域計画の変更（除外）手続きが新たに必要となりました。

場所につきましては、16ページで布太地先の既存施設に隣接する畑になり、3方が町道に囲まれていて隣接する農地はありません。

これを受け3月に策定しました地域計画の変更（除外）と農業者等による協議の場の設置について、事業者から町に対し申出がありましたので、8月14日に農業者や関係機関と変更内容の協議や課題等の共有といった協議の場を設け、地域計画変更案を作成したものでございます。

農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、市町村は、地域計画を変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会を含む関係機関から意見を聴かなければならない。とされていることから、町長から地域計画の変更案について意見を求め

られたものです。

地域計画変更案の内容や関係機関への意見聴取後のスケジュールにつきましては、経済環境課農政班の根本主査より説明させていただきます。

○経済環境課（根本善行）

経済環境課農政班の根本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、地域計画の変更内容について、ご説明いたします。

資料といたしましては、11ページ 地域計画（案）となります。

まず、変更の主な理由であります地域計画の区域からの除外につきましては、今回の除外の面積が584㎡と小さいため、計画の書面上の数字に変動はありません。

その他の変更点としましては、協議の場での内容を踏まえまして、3（1）農用地の集積、集約化の取組の項目に、「地域の状況を考慮し、一定の区域ごとに話し合いを進めることを検討する。」ということを追加いたしました。また、いただいた耕作状況の情報から、目標地図についても追加や削除をしております。変更内容については以上となります。

策定に向けた今後のスケジュールにつきましては、9月～10月上旬に関係機関等への意見聴取を進め、10月中旬に変更案の2週間の縦覧公告を経て10月末を目安に変更・公表を予定しております。

以上、簡単ではございますが地域計画変更案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で質疑を打ち切り採決します。

議案第3号について、町に対し、意見なしとして回答することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（増田榮）

挙手全員、よって、議案第3号については、農業委員会として意見がない旨回答することに決定しました。

○議長（増田榮）

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。

○事務局長（小川浩昭）

それでは、17ページ、報告第1号について、ご説明させていただきます。

場所につきましては、18ページをご覧ください。

整理番号1 農地の所在が興津字道面、地目は登記簿・現況共に田、農振農用地で、面積は152㎡他4筆で、合計4,084㎡です。

貸付人、借受人、解約の成立日、土地の引き渡し日及び解約の通知日につきましては、記載のとおりになります。

本件は、賃貸借契約により借受人が耕作してきた農地について、貸付人と借受人が話し合いの結果、双方合意のうえ契約を解除し、農地を貸付人に返すということで、その旨を書面で農業委員会に通知してきたものでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（増田榮）

この案件は、報告だけで採決しませんが、何か質問がありましたら挙手をお願いします。ありませんか。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長（増田榮）

以上で本日の議案の審議はすべて終了しました。その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いします。

（挙手なし）

○議長（増田榮）

なければ、以上をもちまして令和7年第9回総会を閉会します。

○事務局長（小川浩昭）

起立、礼、ご苦労様でした。

午後3時20分閉会